

埼玉大学経済学会会則

第1条（名称）本会は埼玉大学経済学会(The Economics Society of Saitama University)と称する。

第2条（目的）本会は経済・経営・法学及び関連諸科学の研究と発表を目的とする。

第3条（事業）本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 機関誌『社会科学論集』の発行
2. 研究会及び講演会の開催
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（組織）本会は次の会員をもって組織する。

1. 普通会员

- (1) 本学大学院人文社会科学研究科経済科学部会教員
- (2) 会員になることを希望し、評議員会で入会を許可された者

2. 学生会員

- (1) 本学大学院人文社会科学研究科国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コース・経済経営専攻学生及び経済学部学生
- (2) 本学以外の社会科学系研究科学生および社会科学系学部学生で、会員になることを希望し、評議員会で許可された者

3. 賛助会員

会員になることを希望し、評議員会で入会を許可された法人（これに準ずるものを含む）

第5条（会費）会員は所定の会費を納めるものとする。

第6条（機関誌の配付）会員は機関誌『社会科学論集』の配付を受ける。

第7条（役員）本会の事務を処理するため次の役員を置く。

1. 会長

評議員中1名がこれに任じ、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 評議員

本学大学院人文社会科学研究科経済科学部会の教授、准教授、専任講師、助教をもってこれに充て、評議員会を組織し、本会の重要事項を審議する。

3. 幹事及び編集委員 評議員中若干名がこれに当り、所要の会務を分担し、処理する。

4. 会計監査委員

評議員中2名がこれに当り、本会の会計監査を行う。

第8条（役員を選出と任期）本会の役員は評議員会において選出し、その任期は2年とする。

第9条（会員総会）会長は年1回会員総会を招集する。

第10条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条（事務所）本会の事務所を埼玉大学大学院人文社会科学研究科経済科学部会内に置く。

第12条（改正手続）本会則の変更は評議員会の提案に基づき、会員総会の決議による。

学会の所在地

埼玉大学大学院人文社会科学研究科経済科学部会内

入会希望やその他のお問い合わせ等のご連絡先：

住所：338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

埼玉大学経済学会

e-mail: essu@gr.saitama-u.ac.jp